

# 特定非営利活動法人 生物試料分析科学会表彰細則

平成 27 年 10 月 10 日制定

## (目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 生物試料分析科学会(以下「本法人」という)定款第 55 条の規定に則り、本法人学会賞を設け、本法人に所属し優れた業績をあげた会員に対して学会賞を授与することにより、生物試料分析領域の学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

## (種類)

第2条 本法人学会賞として以下のものを定める。

### 1) 優秀論文賞

過去 1 年間に本法人の刊行物「生物試料分析」誌、もしくは「International Journal of Analytical Bio-Science」誌に投稿された邦文、英文論文において、優れた発表をした会員 1 ～2 名に授与する。

### 2) 優秀演題賞

本法人の学術集会において、優れた演題発表をした演題について、全演題数の 10% 程度に授与する。

### 3) 優秀発表賞

本法人の学術集会において学術集会長が設ける賞として、優れた発表者に授与する。

### 4) 学会功労賞

生物試料分析科学会運用細則に定めた名誉会員、もしくは功労会員のうち、本法人の活動に貢献した者に授与する。

## (学会賞の選考、表彰方法)

第3条 本法人の学会賞を審査・選考および表彰するための運用は以下の通りとする。

### 1) 優秀論文賞

編集委員会内の選考委員会により選考し、理事長名で次年度の総会時に表彰する。副賞はない。

### 2) 優秀演題賞

学術集会における座長により選考し、理事長名で次年度の総会時に表彰する。副賞はない。また、優秀演題賞の対象演題には学会誌への投稿を依頼する。

### 3) 優秀発表賞

学術集会の集会長名で表彰する。選考者、表彰数、表彰方法、副賞は集会長に一任し、表彰基準は公示する。

### 4) 学会功労賞

常任理事会により選考し、理事長名で総会時に表彰される。副賞は選考時に決める。

## (附則)

第4条 この細則は、平成 27 年 10 月 10 日、新たに制定・施行するものである。

2 この細則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

3 この細則の制定に伴い、従来実施していた名誉会員、もしくは功労会員を対象とした学会賞

を廃止する。